

第3回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月27日(水) 午後2時30分から午後3時04分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 14人
会長 17番 山田 健一
会長職務代理者 13番 山本 登
委員 1番 川尻 秀一
2番 居内 和則
3番 松尾 貴子
5番 安達 耕平
6番 福田 稔
7番 鬼塚 秀明
8番 鈴木 圭一
10番 遠藤 優一
11番 鎌田 直人
12番 中川 一弘
14番 相馬 正人
15番 川崎 伸弘
4. 欠席委員 4番 首藤 勝広 9番 藤田 政揮
16番 矢萩 一毅
5. 議事日程 報告第 1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用配分計画の変更について
議案第 1号 現況証明について
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 4号 網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について
議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号 農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について
議案第 8号 農業委員会等に関する法律第38条第1項に係る意見の提出について
6. 議事録署名委員 3番 松尾 貴子 6番 福田 稔
7. 出席事務局職員 事務局長 川合 正人
事務局次長 高畑 公朋
農地係長 石垣 友伯
農地係主査 廣野 武
農地係主事 安藤 愛子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第3回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。 本日の会議の議事録署名委員として、3番松尾委員、6番福田委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用配分計画の変更について」を議題とします。報告第1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、12番、中川委員の退席を求めます。 (中川委員 退席) 事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。 (中川委員 着席) それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局 議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。議案第2号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、12番、中川委員の退席を求めます。 (中川委員 退席) 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものです。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しています。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(中川委員 着席)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第4条の許可要件を満たす必要がございますが、申請書と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の2～3ページに記載しております。以上です。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第4条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(山本委員 着席)

次に、議案第4号「網走市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の変更)について」を議題とします。これにつきましては、はじめに、「1. 農用地区域編入申請」及び「3. 農用地区域除外申請」について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号1及び3の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号の「1. 農用地区域編入申請」及び「3. 農用地区域除外申請」については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号の「2. 農用地区域用途区分変更申請」について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、13番、山本委員の退席を求めます。

(山本委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号2の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、おはかりいたします。議案第4号の「2. 農用地区域用途区分変更申請」については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(山本委員 着席)

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに1番から5番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号1番から5番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の4ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号1番から5番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号6番について説明を受けることとします。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、15番、川崎委員の退席を求めます。

(川崎委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号6番の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の4ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号6番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(川崎委員 着席)

議長

次に、議案第6号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の4ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第7号の朗読説明)

なお、議案第7号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の5ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番

はい、何もございませんでした。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定し、農地中間管理機構へ同計画の策定を要請することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「農業委員会等に関する法律第38条第1項に係る意見の提出について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第8号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第8号は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第3回総会を閉会いたします。